平成２５年（フ）第４３４５号
大阪市旭区高殿２丁目９番13―403号
債務者　鈴木　祥子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５６３号
大阪市東住吉区鷹合２丁目10番10号　針中野728ハイツ301号
債務者　大川　清子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６３１号
大阪府高槻市庄所町６番17号
債務者　田畑　節子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７４９号
大阪市西成区潮路１丁目９番19号コルソビル３Ｂ
債務者　竹井　　薫（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７８３号
大阪市鶴見区諸口４丁目８番53号　ボヌール鶴見101
債務者　荻田七緒子（旧姓竹森）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８４２号
大阪府門真市大池町10番４号
債務者　横川のり子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８５３号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番６―710号
債務者　伊勢地光子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８５９号
大阪市淀川区東三国３丁目１番１―1102号
債務者　平木　明夫
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７０９号
東京都八王子市南町３番５号シュゼル八王子602号
債務者　奥田　桂子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８１５号
東京都府中市住吉町２丁目23番地の16プチメゾン203
債務者　坂内　能美
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２９９号
北海道旭川市永山１条17丁目１番１―1507号市住1507号
債務者　古田　　修
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５２号
愛知県岡崎市上和田町字荒野18番地　県営上和田団地５―108
債務者　水田　晴美
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午前10時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５４６号
大阪市東住吉区中野１丁目12番22号砂子マンション203号
債務者　沖　　友子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０号
栃木県那須郡那珂川町小川958番地
債務者　田所　洋子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月12日午前11時45分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１６６６号
横浜市鶴見区下末吉４丁目28―22　パレスコスゲ310、住民票上の住所川崎市幸区神明町２丁目22番地75
債務者　高橋　民男
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６８４号
横浜市神奈川区松見町２丁目464番地　コーポ美和102号
債務者　染谷　健治
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部